

インド知財情報メール：第 2019-2、2019 年 6 月 3 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】『インド特許実務ハンドブック』出版記念イベント～執筆者が語る基礎知識と権利化実務のポイント～、2019 年 6 月 17 日、午後 7 時 00 分～

【2】特許意匠商標総局が特許規則改正案を公開し、パブリックコメントを募集

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】【セミナー】『インド特許実務ハンドブック』出版記念イベント～執筆者が語る基礎知識と権利化実務のポイント～、

当社のババット（代表取締役社長）が共著となっています『インド特許実務ハンドブック』（発明推進協会、2018 年 11 月 7 日発売）が昨年出版されました。

ババットは KIT 虎ノ門大学院の客員教授になっております。このたび、KIT 虎ノ門大学院では、この『インド特許実務ハンドブック』の出版記念イベントを開催することになりました。

本セミナーの詳細、申し込み方法などにつきましては以下のホームページでご覧になれます。

https://www.kanazawa-it.ac.jp/tokyo/toranomon/professional-meeting/1205033_2847.html

本セミナー会場でお会いできると嬉しく存じます。

【2】特許意匠商標総局が特許規則改正案を公開し、パブリックコメントを募集

特許意匠商標総局は、5 月 31 日付の通知により、特許規則改正案を公開し、パブリックコメントを募集しています。パブリックコメントを提出する期限は 6 月 30 日です。特許規則改正案は以下のリンクからダウンロードできます。

<https://abcaus.in/wp-content/uploads/2019/05/patent-draft-rules.pdf>

優先権証明書の翻訳の提出に関する規則、特許の国内実施報告に関する規則、特許の国内実施報告のために用いる FORM 27 について改正が提案されています。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールを返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールを返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。